

第76回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年8月27日（金曜日）
午前10時開会

場所

三協立山株式会社 本社
ショールーム 2階大ホール
富山県高岡市早川70番地

※末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である
取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をご検討のうえ、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。詳細は、「当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認ください。

 三協立山株式会社

三協立山株式会社

証券コード：5932

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地
三 協 立 山 株 式 会 社
代表取締役社長 平 能 正 三
社長執行役員

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をご検討のうえ、極力、当日のご来場をお控えいただきませうようお願い申しあげます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年8月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するように同封の議決権行使書をご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社 本社 ショールーム2階大ホール
3. 目的事項
報告事項 第76期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.st-grp.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.st-grp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

以下のとおりご案内いたします。株主の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

<株主の皆さまへのお願い>

- ・本株主総会の議決権行使につきましては、書面による事前行使を積極的にご利用いただき、極力、当日のご出席はお控えいただくことをお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、妊娠中の方、体調にご不安のある方におかれましては、ご出席を見合わせていただくようお願いいたします。
- ・物を媒介した感染リスクの低減のため、例年お配りしておりますお土産の配付を取り止めさせていただきますので、ご了承願います。

<ご来場される株主の皆さまへのお願い>

- ・会場に入場される際は、マスク着用や手指の消毒にご協力ください。また、本株主総会の運営スタッフもマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口にて検温を行い、発熱がないことを確認させていただきます。検温により、発熱のある方に対してご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。また、体調不良とお見受けする方には運営スタッフがお声掛けをさせていただきます場合がございます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けて配置いたしますので、会場内席数に限りが生じますことをご了承ください。
- ・感染拡大防止のため、総会終了後の新高岡駅行き送迎バスの運行はいたしません。

※なお、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.st-grp.co.jp/>) でお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株あたり15円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額471,972,675円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年8月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	<input type="checkbox"/> 再任 <small>ひらの</small> 平能 <small>しょうぞう</small> 正三	当社代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル社 社長	17回／17回
2	<input type="checkbox"/> 再任 <small>くろ ささ</small> 黒崎 <small>さとし</small> 聡	当社代表取締役副社長執行役員 経営企画統括室、国際事業統括室、経営監査 部担当 兼 国際事業管掌	17回／17回
3	<input type="checkbox"/> 再任 <small>いけ だ</small> 池田 <small>かず ひと</small> 一仁	当社取締役常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長	17回／17回
4	<input type="checkbox"/> 再任 <small>にし</small> 西 <small>たか ひろ</small> 孝博	当社取締役常務執行役員 三協アルミ社 社長	14回／14回
5	<input type="checkbox"/> 再任 <small>よし だ</small> 吉田 <small>つね あき</small> 経晃	当社取締役常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長	14回／14回
6	<input type="checkbox"/> 再任 <small>く ぼ た けん すけ</small> 久保田 健介	当社取締役常務執行役員 財務経理統括室長	14回／14回
7	<input type="checkbox"/> 再任 <small>たけ しま</small> 武島 <small>なお こ</small> 直子	<input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 当社社外取締役	16回／17回

1 ひらの しょうぞう 平能 正三

■ 生年月日
1958年4月28日生

■ 所有する当社株式数
普通株式13,300株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2019年6月	当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長
2008年6月	三協立山アルミ(株)千葉支店長	2019年8月	当社取締役 専務執行役員 三協マテリアル社 社長 兼国際事業管掌
2011年6月	同社ビル事業部ビル建材部長	2020年6月	当社取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当 兼三協マテリアル社 社長兼国際事業管掌
2012年6月	当社三協アルミ社 ビル事業部ビル建材部長	2020年8月	当社代表取締役社長社長執行役員 三協マテリアル社社長 (現在に至る)
2014年6月	当社三協アルミ社 事業役員		
2015年8月	当社取締役 執行役員		
2017年6月	当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長 兼国際事業 事業役員		
2018年6月	当社取締役 執行役員 国際事業統括室長 兼国際事業代表兼三協マテリアル社 社長		

選任の理由

同氏は、主に建材営業関係業務に従事し、現在代表取締役社長社長執行役員及び社内カンパニーの三協マテリアル社の社長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 くの さき さとし 黒崎 聡

■ 生年月日
1955年11月13日生

■ 所有する当社株式数
普通株式6,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2017年8月	当社取締役 総務人事統括室長兼経営監査部担当
2005年4月	同社人事部長	2018年6月	当社取締役 経営企画統括室長兼改革推進部担当
2005年8月	三協・立山ホールディングス(株)経営企画室部長 兼三協アルミニウム工業(株)経営企画室部長	2019年8月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼改革推進部担当
2006年6月	三協・立山ホールディングス(株)経営企画室部長 兼三協立山アルミ(株)経営企画部長	2020年8月	当社代表取締役副社長執行役員 経営企画統括室兼 国際事業統括室兼経営監査部兼改革推進部担当兼国 際事業管掌
2008年6月	三協立山アルミ(株)調達本部副本部長	2021年6月	当社代表取締役副社長執行役員 経営企画統括室兼 国際事業統括室兼経営監査部担当兼国際事業管掌 (現在に至る)
2009年6月	同社調達本部長		
2012年6月	当社三協アルミ社 東海住宅建材支店長		
2015年6月	当社総務人事統括室長		
2015年8月	当社取締役 総務人事統括室長		

選任の理由

同氏は、建材営業・技術開発・人事・経営企画・購買等関係業務に従事し、現在、代表取締役副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 いけ だ 池田 かず ひと 一仁

■ 生年月日
1958年6月2日生

■ 所有する当社株式数
普通株式300株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	立山アルミニウム工業(株)入社	2016年6月	当社タテヤマアドバンス社 事業役員 営業統括室統括室長
2009年3月	タテヤマアドバンス(株)大阪商業施設支店長	2017年6月	当社タテヤマアドバンス社 社長
2010年6月	同社大阪支店長	2017年8月	当社取締役 執行役員 タテヤマアドバンス社 社長
2012年6月	当社タテヤマアドバンス社 大阪支店長	2020年8月	当社取締役常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長 (現在に至る)
2014年6月	当社タテヤマアドバンス社 東京商業施設支店長		

選任の理由

同氏は、商業施設営業・経営企画関係業務に従事し、現在、当社社内カンパニーのタテヤマアドバンス社の社長を担当しております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 にし 西 たか ひろ 孝博

■ 生年月日
1958年5月4日生

■ 所有する当社株式数
普通株式5,500株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2017年6月	当社三協アルミ社 エクステリア事業部長
2009年6月	三協立山アルミ(株)富山支店エクステリア部長	2019年6月	当社三協アルミ社 副社長兼エクステリア事業部長
2011年11月	同社北陸支店長	2020年6月	当社三協アルミ社 副社長
2013年6月	当社三協アルミ社 九州支店長	2020年8月	当社取締役常務執行役員 三協アルミ社 社長 (現在に至る)

選任の理由

同氏は、主に建材の営業関係業務に従事し、現在当社社内カンパニーの三協アルミ社社長を務めております。当社での豊富な業務経験とグループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 吉田 経晃

■ 生年月日
1961年8月28日生

■ 所有する当社株式数
普通株式600株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	(株)北陸銀行入行	2018年6月	同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長
2014年6月	同行営業推進部長	2020年5月	当社顧問
2016年6月	同行執行役員 営業企画部長兼営業戦略室長	2020年8月	当社取締役常務執行役員 三協アルミ社上席事業役員
2017年1月	同行執行役員 営業企画部長		
2017年6月	同行執行役員 北海道地区事業部本部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 総務人事統括室長兼情報システム統括室長 (現在に至る)

選任の理由

同氏は2020年5月の当社顧問就任後、建材部門の事業管理、総務・人事、情報システムの業務に従事しております。(株)北陸銀行における法人営業及び営業企画部門の業務経験も含めて豊富な業務経験と営業戦略全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6 久保田 健介

■ 生年月日
1963年6月12日生

■ 所有する当社株式数
普通株式1,200株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社	2018年1月	同行人事部主管
		2020年6月	当社顧問
2011年4月	同行資産金融部長	2020年8月	当社取締役常務執行役員 財務経理統括室長
2015年4月	三井住友信託銀行(株)大阪本店営業第一部長		(現在に至る)

選任の理由

同氏は2020年6月の当社顧問就任後、財務・経理部門の業務に従事しております。三井住友信託銀行(株)にて法人営業及び資産金融部門の業務経験も含めて豊富な業務経験と財務経理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	㈱東芝入社	2018年8月	当社社外取締役
2003年10月	弁護士登録、富山県弁護士会入会		(現在に至る)
2012年1月	たけしま法律事務所開設		

選任の理由、期待される役割

同氏は、弁護士として豊富な経験と知識を有しており、これを当社の経営に生かしていただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は弁護士としての専門的見地からの助言・提言をいただき当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2.武島直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
 3.武島直子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 4.武島直子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 5.当社と社外取締役武島直子氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時においても同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
 7.三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
 8.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
 9.三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 ほん がわ
本川

とおる
透

■ 生年月日
1959年9月14日生

■ 所有する当社株式数
普通株式2,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2015年6月	当社三協アルミ社京都支店長
2008年6月	三協立山アルミ(株)エクステリア商品部長	2018年6月	当社事業開発統括室長
2010年6月	同社技術開発企画部長	2019年8月	当社取締役監査等委員 (現在に至る)
2012年6月	当社三協アルミ社商品企画部長		

選任の理由

同氏は、長らく建材事業の商品開発、企画業務、建材営業に従事し現在当社の監査等委員である取締役を務めております。当社業務に関して幅広い知見を有しており、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2 にし おか
西岡

たか お
隆郎

■ 生年月日
1958年11月7日生

■ 所有する当社株式数
普通株式6,200株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年5月	三協アルミニウム工業(株)入社	2012年6月	当社経営監査部長兼経営企画統括室信用管理部長
2007年6月	三協マテリアル(株)経理部長	2015年6月	当社経営監査部長
2011年4月	同社事業統括室経営企画部長兼経理部長	2017年8月	当社取締役監査等委員（常勤） (現在に至る)

選任の理由

同氏は、長らく経理財務分野、監査部門に従事し、現在当社の監査等委員である取締役を務めております。当社グループ企業の財務・監査部門に関する知見を有しており、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

3 はせがわ ひろかず 長谷川 弘一

■ 生年月日
1959年9月15日生

■ 所有する当社株式数
0株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行	2006年6月	同行関西支店副支店長
2003年3月	㈱日本政策投資銀行財務部次長	2008年7月	国家公務員共済組合連合会資金運用部参事役
2004年3月	同行企業戦略担当審議役室次長	2009年4月	同会資金運用部長
2005年3月	同行中国支店次長	2020年4月	同会顧問 (現在に至る)

選任の理由、期待される役割

同氏は政府系金融機関及び国家公務員共済組合連合会での長い勤務経験から、財務、企業融資及び機関投資家としての資金運用に関する経験と豊富な知識を有しており、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は幅広い経営的視点や財務会計及び資金運用の専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

4 つりなが ひと 釣 長人

■ 生年月日
1955年6月18日生

■ 所有する当社株式数
普通株式1,500株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	金沢国税局入局	2016年8月	税理士登録 (現在に至る)
2014年7月	同局課税部次長	2017年8月	当社取締役監査等委員 (現在に至る)
2015年7月	同局徴収部長	2019年6月	朝日印刷(株)社外監査役 (現在に至る)
2016年7月	同局退官		

選任の理由、期待される役割

同氏は、税理士の資格を有し長く税務行政に携わるなど、税務及び会計に豊富な経験と知見を有しており、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は税理士としての専門的見地から助言・提言いただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

5

あら まき
荒牧ひろ とし
宏敏■ 生年月日
1959年5月18日生■ 所有する当社株式数
0株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本精工(株)入社	2014年6月	同社執行役常務、技術開発本部 副本部長 兼 総合研究開発センター所長、品質保証本部担当
2004年9月	同社総合研究開発センター 新技術開発第二部長	2015年6月	同社執行役専務、技術担当、技術開発本部長
2008年6月	同社産業機械軸受技術センター所長 兼 総合研究開発センター 副所長	2016年6月	同社取締役 執行役専務、技術担当、技術開発本部長
2009年6月	同社執行役、産業機械事業本部 産業機械軸受技術センター所長	2018年6月	同社特別顧問
2011年6月	同社執行役常務、産業機械事業本部 産業機械軸受技術センター所長、技術開発本部 総合研究開発センター 副所長	2021年6月	同社退社

選任の理由、期待される役割

同氏は、日本精工(株)の執行役専務として経営に携わり経営者視点での高い知見を有しております。また長らく技術部門を担当しており技術部門の豊富な経験と知見も有しており、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため監査等委員である社外取締役をお願いするものです。選任後は技術部門、生産部門に関して専門的見地から助言・提言いただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.長谷川弘一、釣長人及び荒牧宏敏の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.釣長人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、長谷川弘一及び荒牧宏敏の両氏についても、本定時総会にて選任されることを条件として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 4.釣長人氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
- 5.当社と本川透氏、西岡隆郎氏及び釣長人氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 6.長谷川弘一氏及び荒牧宏敏氏が選任された場合は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
- 7.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時においても同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
- 8.三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
- 9.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
- 10.三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役荒木二郎氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

の ざ き	ひろ み	■ 生年月日	■ 所有する当社株式数	再任
野崎	博見	1954年6月23日生	普通株式5,900株	

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行	2005年3月	同社執行役員 経営企画業務担当
1999年10月	㈱日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部企画審議役	2009年6月	西池袋熱供給㈱代表取締役専務
2003年6月	同行地域企画部長	2014年8月	当社常勤監査役
2004年7月	筑波都市整備㈱執行役員 都心商業施設開発本部 統括副本部長	2015年8月	当社取締役監査等委員（常勤） （現在に至る）

選任の理由、期待される役割

同氏は、主に財務・経理・金融全般において、豊富な経験と高い見識を有しており、当社では2014年から常勤監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、当社の経営執行の監査を行うとともに、取締役会及び監査等委員会においては経営の重要事項に関して積極的に提言を行ってきた実績を有しております。経営における監査機能向上のために適切な人材と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は財務・経理・金融全般の専門的見地から助言・提言いただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1.野崎博見氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.野崎博見氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3.野崎博見氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
4.野崎博見氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
5.野崎博見氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。野崎博見氏が社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 独立性判断基準

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
2. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - ① 当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
 - ② 取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
3. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
 - ① 継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
4. 取締役の相互兼任の関係にある会社
 - ① 当社の出身者が社外役員となっている会社であって、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合。
 - ② 当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役等に相当する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合。
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社が寄付を行っている先又はその出身者
7. 第1号から第6号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから10年に満たない者
8. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族又は同居の親族
 - a 第1号から第7号までに掲げる者
 - b 当社又は当社子会社の業務執行者
 - c 最近においてbに該当していた者

以 上

事業報告

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による影響を受け停滞している中で、米国、中国では景気対策の効果により持ち直し、回復の動きが見られましたが、依然として先行きは不透明な状況です。

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降、個人消費、設備投資、住宅投資、輸出など内外の需要が大きく落ち込みました。昨年秋以降は、個人消費や自動車及び半導体等電子部品の輸出で持ち直しの動きが見られるものの、国内景気は前年同期を下回る水準で推移し、依然として厳しい状況が続きました。

国内建設市場は、2020年度の新設住宅着工戸数が81.2万戸（前年度比8.2%減）、非木造建築物着工床面積は64.5百万㎡（前年度比8.0%減）と前年度を下回りました。

アルミニウム押出型材（サッシ・ドアを除く）の国内市場は、一般機械、輸送用機器などの需要減少により、前連結会計年度を下回りました（前連結会計年度比5.1%減）。

商業施設市場は、小売業での人手不足、人件費上昇を背景とした省人化・省力化投資があったものの、店舗着工棟数は前年度を下回りました（前年度比18.6%減）。

海外市場は、海外経済の減速を背景にドイツ・タイなどで自動車生産台数が減少しました（ドイツ：前年度比22.4%減、タイ：前年度比24.4%減）。

このような環境下、当社は新型コロナウイルス感染症へのリスク対応とともに、将来の市場構造変化に対応した事業ポートフォリオの構築に向け、『変革と価値創造～安定かつ成長可能な事業構造へ～』を基本方針とする2019年5月期～2021年5月期までの中期経営計画の最終年度として、「収益改善」「成長事業、グローバルシナジーの拡大」「次なる事業領域の開拓」に向けた諸施策の展開に注力してまいりました。

「収益改善」では、建材事業においては、販売粗利改善、業務効率化及び生産コスト改善などを図り、商業施設事業においては、業務効率化による販管費抑制を進めました。

「成長事業、グローバルシナジーの拡大」では、国際事業において、欧州子会社で、EV（電気自動車）向けバッテリーフレーム用部材を受注し、出荷を開始しました。「次なる事業領域の開拓」では、商業施設や駅、駐車場などへ設置可能な5G基地局看板アンテナの共同開発や植物工場システムの受注、新規事業の探索と事業展開の具体的検証を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,011億84百万円（前連結会計年度比4.0%減）となりましたが、建材事業やマテリアル事業での生産コスト改善、商業施設事業での業務効率化などにより、営業利益は45億68百万円（前連結会計年度比126.7%増）となりました。また、経常利益は52億51百万円（前連結会計年度比225.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億83百万円（前連結会計年度は、15億33百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案したうえで、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に沿いまして、当期の中間配当は無配とさせていただきましたが、期末配当は、親会社株主に帰属する当期純利益の連結業績に基づき、1株当たり15円（年間配当として1株当たり15円）とさせていただく予定であります。

また、2022年5月期の配当につきましては、配当の基本方針を受けて、中間配当は1株当たり5円、期末配当は1株当たり10円（年間配当として1株当たり15円）を予定させていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

【建材事業】

ビル建材事業では、冬でも室温低下を抑え、換気しながら高断熱を実現する超高層マンション対応「DI窓（ダイナミックインシュレーション技術を用いた窓システム）」や防火型STフロント「ガラスブロック枠」（国土交通大臣認定防火設備）を発売するなど、市場競争力の向上に注力してまいりました。

住宅建材事業では、イエナカ生活を快適にする空間づくりへのニーズが高まる中、インテリア建材において室内ドア・引戸「LIVERNO（リヴェルノ）」や床材「Sフロア」に新色を追加し、バリエーションを拡充しました。また、好評をいただいている玄関ドア「ファノーバ」において、新デザインと新色を追加発売するなど、商品力強化に注力してまいりました。

エクステリア建材事業では、高水準の耐風圧強度を実現し「快適さ+強さ」をコンセプトにした折板カーポート「G-1」のラインアップの拡充や高意匠と高強度を兼ね備えたニュースタイルの折板カーポート「ビームス」を発売し、強みであるカーポートの拡販に注力いたしました。また、自然災害に備えた「耐風圧性能」とコロナ禍での「使いやすさ」を追求した形材フェンス・門扉「レジリア」を新たに発売し、大型化する台風などの自然

災害に対して、耐風圧強度の高い商品ニーズへ対応致しました。

以上、建材事業につきましては、収益力の向上に努めるとともに、商品力と販売力の強化を進めてまいりましたが、新設住宅着工戸数が前年度を下回る状況が続いたことなどにより、売上高は1,806億52百万円（前連結会計年度比7.5%減）となりました。利益については、販管費抑制、粗利改善施策を進めたものの、売上減少などにより、セグメント利益37億23百万円（前連結会計年度比18.6%減）となりました。

【マテリアル事業】

マテリアル事業につきましては、アルミニウム押出型材市場の需要が減少したことに伴う他社との激しい競争環境にありましたが、物量と利益確保、更なる成長に向け、営業、技術、製造が一体となり、輸送分野などの将来に繋がる案件の獲得、加工品案件の取り組みを進めてまいりました。また、環境配慮への取り組みとして、鉄道廃車両から回収され再生アルミとして押出加工された部材が、鉄道車両の荷棚材へ採用されるなど、アルミのリサイクル活動も推進してきました。

以上のような取り組み成果に加え、半導体製造装置関連などの一般機械や輸送機器関連の需要回復、第3四半期の後半以降はアルミ地金市況に連動する売上の増加により、売上高は396億75百万円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。利益については、加工品の増加や販管費抑制などにより、セグメント利益25億75百万円（前連結会計年度比92.2%増）となりました。

【商業施設事業】

商業施設事業につきましては、小売業の店舗着工が減少するなか、人手不足を背景とした店舗の省人化・省力化需要の取り込みを進めてまいりました。また、コロナ感染予防対策商品や5G基地局看板アンテナの共同開発など新しい商材の開拓を推進してきました。

以上の結果、売上高は388億94百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。利益については、業務効率化による販管費抑制や生産コスト改善などにより、セグメント利益20億94百万円（前連結会計年度比236.5%増）となりました。

【国際事業】

国際事業につきましては、欧州・タイでの自動車、エンジニアリング、建材など主要分野の需要が減少しましたが、第3四半期以降の自動車分野を中心にした市場が大幅に回復する中、軽量化、電動化ニーズによるアルミニウム押出型材の使用が増加している自動車分野を中心に、将来に繋がる案件の獲得、既存案件への対応を推進してきました。併せて、将来成長が見込まれるASEAN市場での需要に対応するため、タイメタルアルミニウムにおいて新たな押出機の導入を進めました。

以上の結果、売上高は418億7百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。利益については、欧州での費用抑制やタイの物量増に伴う収益改善により、セグメント損失35億86百万円（前連結会計年度は42億90百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 事業別の売上高と営業利益の推移

事業区分		第75期 (2019年6月～ 2020年5月)		第76期 (当連結会計年度) (2020年6月～ 2021年5月)		前連結会計年度比	
			構成比		構成比	増	減
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
建材事業	売上高	195,314	62.3	180,652	60.0	△14,662	△7.5
	営業利益	4,574	227.0	3,723	81.5	△851	△18.6
マテリアル事業	売上高	38,718	12.3	39,675	13.2	957	2.5
	営業利益	1,340	66.5	2,575	56.4	1,235	92.2
商業施設事業	売上高	38,436	12.3	38,894	12.9	458	1.2
	営業利益	622	30.9	2,094	45.8	1,472	236.5
国際事業	売上高	41,097	13.1	41,807	13.9	710	1.7
	営業利益	△4,290	△212.9	△3,586	△78.5	703	—
その他	売上高	125	0.0	154	0.1	29	23.4
	営業利益	△140	△7.0	△148	△3.2	△7	—
消去 又は全社	売上高	—	—	—	—	—	—
	営業利益	△90	△4.5	△90	△2.0	0	—
合計	売上高	313,691	100.0	301,184	100.0	△12,506	△4.0
	営業利益	2,015	100.0	4,568	100.0	2,553	126.7

- (注) 1.第75期、第76期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。
2.前連結会計年度比増減に記載の△は、前連結会計年度比減少を示しております。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 73 期 (2017年6月～ 2018年5月)	第 74 期 (2018年6月～ 2019年5月)	第 75 期 (2019年6月～ 2020年5月)	第 76 期 (当連結会計年度) (2020年6月～ 2021年5月)
売 上 高	328,409	337,789	313,691	301,184
営 業 利 益	1,201	738	2,015	4,568
経 常 利 益	1,536	616	1,611	5,251
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	△731	△1,419	△1,533	1,683
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	△23円31銭	△45円24銭	△48円89銭	53円68銭
純 資 産	86,079	82,087	78,327	84,081
総 資 産	269,260	262,426	245,980	252,935

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。期中平均発行済株式数は、第73期31,381,862株、第74期31,375,153株、第75期31,368,411株、当連結会計年度31,362,535株となっております。

2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第74期より適用しており、第73期は当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

3. 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、ワクチン接種等による新型コロナウイルス感染症拡大防止策により、経済活動への制約が徐々に緩和され、景気の持ち直しが期待される一方、今後の感染症再拡大による経済停滞や資材価格と燃料価格の上昇による影響が懸念され、不透明な状況が続くと思われまます。

国内建設市場では、2021年度の新設住宅着工戸数、非木造建築物着工床面積とも前年並みに推移するものと見込まれます。

アルミニウム押出型材の国内市場では、半導体不足による輸送分野への生産影響があるものの、一般機械分野を中心に需要の回復が見込まれます。

商業施設市場では、店舗着工棟数が低水準で推移する一方、人手不足を背景とした既存店の効率化・デジタル投資が進むものと見込まれます。

海外市場では、世界的に景気の回復傾向が見込まれます。自動車生産台数は、欧州・タイでは大幅に回復、中国は前年並みに推移するものと見込まれます。

このような状況を踏まえ、今後の中長期的な市場見通しと当社が目指すべき事業構造を見据えて、次期3ヵ年（2022年5月期～2024年5月期）の中期経営計画を策定いたしました。

『収益面での健全経営を確立し、安定的に成長する企業グループへ』を基本方針として、以下の3つの重点施策により、市場構造変化に対応した事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

1. 国際事業の改革完遂
2. 「強みへのフォーカス」と「効率化の追求」により、変化する国内市場へ対応
3. 長期成長への仕込み 「サステナビリティ取り組み強化」・「新たな強みの創出」・「領域拡大」

各施策の具体的内容については次の通りであります。

1. 国際事業の改革完遂

◆収益の安定化

- ・STEP-Gの機能集約・高付加価値化など事業構造改革推進
- ・タイでの生産能力増強・市場拡大による収益力強化

2. 「強みへのフォーカス」と「効率化の追求」により、変化する国内市場へ対応

◆強みへのフォーカス

- ・建材事業：収益力の高い事業分野への資源シフト
- ・マテリアル事業：建材を中心とした既存領域での物量確保、お客様への価値提供によるビジネス拡大
- ・商業施設事業：主要顧客を通じた受注領域拡大、隣接領域へのアプローチ強化

- ◆効率化の追求
 - ・業務改革の推進と省人化・自動化
 - ・デジタル化を活用した新たな働き方の構築
- 3. 長期成長への仕込み
 - 「サステナビリティ取り組み強化」・「新たな強みの創出」・「領域拡大」
 - ◆サステナビリティ取り組み強化
 - ・環境・社会的課題に関する取り組み推進
 - ・2021年6月、サステナビリティ推進部・サステナビリティ政策委員会の設置
 - ◆新たな強みの創出
 - ・建材事業：改装・リフォーム強化(差別化商品投入、施工体制強化、領域拡大)など
 - ・マテリアル事業：優位性の確立による輸送事業の拡大、環境・リサイクルニーズに対し、置換需要・用途開拓による市場拡大
 - ・商業施設事業：直販の強みと機会を生かした新規商材の具現化
 - ◆領域拡大
 - ・コア技術活用による新たな用途開発・事業展開
 - ・植物工場事業での共同事業先との連携強化による受注獲得
 - ・協業先との連携強化による事業化を推進

創業の原点である「お客様先・地域社会・社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神を当社グループ全体が認識し、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループ企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 主要な事業内容（2021年5月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
建 材 事 業	①ビル用建材（サッシ、カーテンウォール、手すり、内外装建材等） ②住宅用建材（サッシ、玄関ドア・引戸、インテリア建材等） ③エクステリア建材（門扉、フェンス、カーポート、テラス、デッキ等）
マ テ リ ア ル 事 業	アルミニウム押出材（自動車用、鉄道用、建材用、電気・電子関連機器用、産業機械用等）、マグネシウム押出材、アルミニウム鋳造ビレット、マグネシウム鋳造ビレット
商 業 施 設 事 業	店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等）、看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等）
国 際 事 業	欧州・中国におけるアルミニウム押出材（自動車用、鉄道用、航空機用等）及びASEAN地域におけるアルミニウムビレット・アルミニウム押出材、アルミニウム製品（建材用、自動車用等）

5. 主要な事業拠点等（2021年5月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本 社	富山県高岡市
	東京オフィス	東京都中野区
	三協アルミ社	富山県高岡市
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする21都道府県に所在
	工 場	佐加野工場（富山県高岡市）、福岡西工場（同）、福岡西工場福岡分工場（同）、新湊工場（富山県射水市）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、氷見工場（富山県氷見市）
	三協マテリアル社	富山県高岡市、東京都中野区
	支 店	東京、愛知、富山、大阪
	工 場	高岡工場（富山県高岡市）、戸出工場（同）、射水工場（富山県射水市）、新湊東工場（同）、奈呉工場（同）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
	タテヤマアドバンス社	東京都中央区
	支 店	北海道、宮城、東京、埼玉、富山、愛知、大阪、岡山、福岡
工 場	横浜工場（神奈川県横浜市）	
三 協 テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
	支 店	東京をはじめとする33都道府県に所在
協 立 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
三 精 工 業 株 式 会 社	本 社	富山県射水市
S T 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	富山県小矢部市

名 称	所 在 地	
S T メ タ ル ズ 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
三 株 協 式 会 社	本 社	富山県高岡市
サ ン ク リ エ イ ト 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
Sankyo Tateyama Europe BV	本 社	ベルギー王国アントウェルペン州
ST Extruded Products Germany GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国バーデン=ヴュルテンベルク州
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	本 社	シンガポール共和国
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国プラチンブリ県
三 協 立 山 押 出 製 品 (天 津) 有 限 公 司	本 社	中華人民共和国天津市

6. 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比
10,577名	304名減

(注) 使用人数は当社及び連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。

7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は76億円であります。その主なものは、設備の合理化・修繕、新商品投入のための設備導入などであります。

8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額232億円の資金調達を行いました。

また、当社は2021年3月に、取引金融機関11行と総枠205億円のコミットメントライン契約を更新し、当連結会計年度末における借入実行残高は、75億円となっております。

9. 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,956 百万円
株式会社三井住友銀行	4,979
株式会社北陸銀行	4,714
三井住友信託銀行株式会社	4,675
株式会社日本政策投資銀行	4,502
株式会社富山第一銀行	3,197
株式会社三菱UFJ銀行	2,593
株式会社北國銀行	2,535

(注) 上記の借入金残高には、シンジケート方式によるコミットメントライン及びタームローン (合計16,305百万円) は含めておりません。

10. 重要な子会社の状況 (2021年5月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三協テック株式会社	50 百万円	100 %	アルミ建材の加工及び販売
協立アルミ株式会社	100 百万円	100	ドア等木質建材用品の製造
三精工業株式会社	490 百万円	100	金属製店舗用器具の製造及び販売
ST物流サービス株式会社	300 百万円	100	貨物自動車運送業等
STメタルズ株式会社	100 百万円	100	アルミ建材の製造及び販売
三協化成株式会社	100 百万円	100	樹脂形材、部品の製造及び販売
サンクリエイト株式会社	100 百万円	100	アルミ鋳物製品の製造及び販売
Sankyo Tateyama Europe BV	172,658 千EUR	100	ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理及びアルミニウム押出事業
ST Extruded Products Germany GmbH	6,646 千EUR	100	アルミニウム押出事業
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	109,173 千US\$	100	SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.の株式を保有する特別目的会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	1,680 <small>百万 THB</small>	73.99 %	アルミビレット・アルミ製品の製造及び販売
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	3,183 <small>百万 THB</small>	100	Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. 等の事業の運営、統括及び管理
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	1,100 <small>百万 THB</small>	100	アルミニウムの鑄造等
三協立山押出製品(天津)有限公司	319,426 <small>千 人民元</small>	100	アルミ製品の製造及び販売等

(注) 出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社であるST Extruded Products Belgium BVは、清算終了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2021年4月1日付で連結子会社である筑豊アルミ(株)は、同じく連結子会社である(株)サンテック九州を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

II. 株式及び新株予約権等に関する事項 (2021年5月31日現在)

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 150,000,000株

A種優先株式 1,000,000株

B種優先株式 1,000,000株

C種優先株式 1,000,000株

D種優先株式 1,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,554,629株

(うち自己株式数 89,784株)

2. 株主数 18,696名

3. 大株主

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	2,235	7.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,731	5.50
三 協 立 山 社 員 持 株 会	1,222	3.89
三 協 立 山 持 株 会	1,160	3.69
S T 持 株 会	1,047	3.33
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,023	3.25
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	971	3.09
株 式 会 社 北 陸 銀 行	888	2.83
住 友 不 動 産 株 式 会 社	809	2.57
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	542	1.72

(注) 当社は、自己株式89,784株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 新株予約権等の状況（2021年5月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び取締役監査等委員の氏名等 (2021年5月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	平 能 正 三	三協マテリアル社社長
代表取締役 副社長執行役員	黒 崎 聡	経営企画統括室、国際事業統括室、経営監査部、改革推進部担当 兼 国際事業管掌
取締役 常務執行役員	山 田 浩 司	総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長
取締役 常務執行役員	池 田 一 仁	タテヤマアドバンス社社長
取締役 常務執行役員	西 孝 博	三協アルミ社社長
取締役 常務執行役員	吉 田 経 晃	三協アルミ社上席事業役員
取締役 常務執行役員	久保田 健 介	財務経理統括室長
社外取締役	武 島 直 子	弁護士
取締役 監査等委員(常勤)	本 川 透	
社外取締役 監査等委員(常勤)	野 崎 博 見	
取締役 監査等委員(常勤)	西 岡 隆 郎	
社外取締役 監査等委員	堀 祐 一	
社外取締役 監査等委員	釣 長 人	税理士、朝日印刷(株) 社外監査役

- (注) 1.西孝博、吉田経晃、久保田健介の各氏は、2020年8月27日開催の第75回定時株主総会にて取締役に選任されました。
- 2.山下清胤氏は、2020年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって代表取締役社長 社長執行役員を退任しております。
- 3.中野敬司氏は、2020年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって代表取締役 専務執行役員を退任しております。
- 4.岡本誠、庄司美次の両氏は、2020年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役 常務執行役員を退任しております。
- 5.武島直子、野崎博見、堀祐一、釣長人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 6.武島直子、野崎博見、堀祐一、釣長人の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立

役員であります。

7.武島直子氏は、弁護士資格を有しており、弁護士として豊富な経験と知識を有しております。

8.西岡隆郎氏は、長らく当社内の経理財務部門に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

9.釣長人氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

10.本川透、野崎博見、西岡隆郎の各氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との十分な連携を図ることで、監査の実効性を高めるためであります。

11.当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	地位、担当、重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
平能 正三	取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当 兼 三協マテリアル社社長 兼 国際事業管掌	取締役 専務執行役員 三協マテリアル社社長 兼 国際事業管掌	2020年6月1日
	代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル社社長	取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当 兼 三協マテリアル社社長 兼 国際事業管掌	2020年8月27日
黒崎 聡	代表取締役 副社長執行役員 経営企画統括室、国際事業統括室、 経営監査部、改革推進部担当 兼 国際事業管掌	取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 改革推進部担当	2020年8月27日
山田 浩司	取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長	取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当	2020年8月27日

12.責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社と社外取締役 武島直子氏、監査等委員 本川透、野崎博見、西岡隆郎、堀祐一、釣長人の各氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。

2. 取締役、取締役監査等委員に対する報酬等(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は「企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されること」を基本として設計しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬は金銭による固定報酬とし取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成され、個人別の報酬額は、役位と職責及び前期の業績等を評価して年度毎に決定いたします。また連結経常利益額及び連結当期純利益に目標額を設定し、その目標額を達成した場合には固定報酬のほかに賞与を支給することがあります。

当年度の取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬等の内容は方針の決定以前に定めたものでありますが、方針と同様の内容により決定されていることから取締役会はその内容が方針に沿うものであると判断いたしました。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第70回定時株主総会において取締役（監査等委員であるものを除く）の年間総額が400百万円以内、監査等委員である取締役の年間総額が130百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 であるものを除く） （うち社外取締役）	207 (6)	207 (6)	－ (－)	－ (－)	12 (1)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	78 (33)	78 (33)	－ (－)	－ (－)	5 (3)

(注) 1. 上記には、2020年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）4名を含めております。

2. 使用人兼務取締役はおりません。

⑤ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

社外取締役 武島直子氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 野崎博見氏、堀祐一氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 釣長人氏は、朝日印刷(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	武島直子	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会、報酬委員会の委員として活動しました。
社外取締役 (常勤監査等委員)	野崎博見	当事業年度中に開催された取締役会17回、監査等委員会20回のうち19回に出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の業務執行者として培った見地から発言し意見を述べております。また、指名委員会の議長を務めたほか、報酬委員会の委員として活動しました。
社外取締役 (監査等委員)	堀 祐一	当事業年度中に開催された取締役会17回、監査等委員会20回のうち19回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員として活動しました。
社外取締役 (監査等委員)	釣 長人	当事業年度中に開催された取締役会17回、監査等委員会20回に全て出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言し意見を述べております。また、報酬委員会の議長を務めました。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	100百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

2.当社の重要な子会社のうち、Sankyo Tateyama Europe BV、ST Extruded Products Germany GmbH、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.、三協立山押出製品(天津)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

4. 非監査業務の内容

当事業年度における非監査業務の内容は、グループ会社のガバナンス体制強化に向けたアドバイザー業務等であります。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする事を監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しておりません。

7. 補償契約

該当事項はありません。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「CSR憲章」「CSR行動規範」などに基
づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任あ
る行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めてお
り、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必
要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化などに対応して見直しを
行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守・企業倫理などの方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、
当社及び当社グループ各社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役
社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することに
より、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。
- (2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守してい
るか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用している
かについて監督義務を果たします。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それ
を明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織
的な体制を整備いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役が主催又は出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社
内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。
- (2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体
に応じて適切に保存・管理します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役が常時閲覧可能な状態で管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び
顕在化の未然防止、また不測事態における対応などを定めた規程を整備します。
- (2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク
管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況
を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備し
ます。
- (3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応ま
での当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
- (2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
- (3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
- (4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
- (5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
- (2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
- (3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として「経営監査部」を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
- (2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要かつ適切な指導を行います。
- (3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。
- (4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社などによる不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
- (5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
- (6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の補助者を監査等委員会室に配置します。
- (2) 監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令で職務を行い、業務執行にかかる役職を兼務しません。
- (3) 監査等委員会室長の人事異動は監査等委員会の事前同意を得て行い、人事考課は監査等委員会が行います。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人などは、監査等委員会が報告を求めた場合には、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 内部監査部門長は、監査等委員会に対し内部監査計画の承認を得るとともに、監査結果については、監査等委員会に報告をします。
- (3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査等委員会に報告します。なお、直接通報窓口については、当社の総務部門と当社が指定する外部の通報先、及び当社の監査等委員会室に設置します。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないよう保護規定を設け、適切に運用します。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払などの請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (2) 当社は監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員が、その職務の執行にあたり、弁護士、公認会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- (3) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めます。
- (4) 内部監査部門長は、監査等委員会の選定する監査等委員から指示がなされた場合、それに従います。また、監査等委員が往査を行う場合は積極的に協力をします。
- (5) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行います。

(注) 2021年6月1日に事業役員制度を廃止し、執行役員制度に移行しております。

Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について

当事業年度における、当社の内部統制システム基本方針に対する運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を各々年4回開催し内部統制システムの構築状況、問題点の把握・改善を図っております。
- (2) 取締役会を臨時開催も含め年17回開催し、その中で各取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会もしくは監査等委員は取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、その意思決定の過程及び内容について監視しております。更に、監査等委員会を年20回開催し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証を行っております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議並びに取締役が主催又は出席する各種委員会等の会議体の議事録は、事務局部署が作成し「文書管理規程」その他社内規程に基づき保管・管理しております。また、取締役が決定者となる社内稟議も上述の規程に基づき、起案部署が主管して社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議、国際事業経営会議に付議、又は、個別の報告会議にて執行役員、事業役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- (2) 取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議の議案と関連資料の事前配布を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
- (3) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、稟議規程等の社内規程や業務分掌にてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (4) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「内部統制委員会」を年4回開催し、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題

の把握と改善を図っております。

- (2) コンプライアンス事案の対応については、コンプライアンス委員会で一元管理しており、調査・処分・対策のモニタリングまで実施しております。また、発生防止や早期発見については、「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」の実施、また、「コンプライアンス情報誌」や「コンプライアンス行動基準」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- (3) 年間監査計画に基づく「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに適用する「コンプライアンス行動基準」を定め、それを担保する社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう当社主管部署による指導、また、役員を派遣し指導・監視を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
- (2) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口（総務部門及び監査等委員会室）のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- (3) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議、国際事業経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答等を通じて確認をするなど、業績管理・経営管理を実施しております。
- (4) 「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会もしくは監査等委員会が選定する監査等委員の指揮命令で職務を行っております。なお、監査等委員会室長の人事考課は監査等委員会が行い、異動等は監査等委員会の同意を得て行っております。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会から報告を求められた者は、迅速かつ的確に報告をしております。グループ各社監査役の監査報告書は適時、監査等委員会に報告されており、また、監査等委員会が設置した「グループ監査役会議」において各社監査役から、各社の内部統制状況について報告を受けること等により、各社監査役と連携を図り、企業集団全体の監査環境の整備に努めております。
- (2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査等委員会に報告をしております。
- (3) 内部通報等を通じて通報を受けた者は、通報状況及びその内容を、直ちに監査等委員会に報告をしております。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けない

ようコンプライアンス・ヘルプライン運用規則にて保護規定を設け適切に運用しております。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が、監査等委員の職務執行上必要と見込まれる費用について請求をした場合、当社は当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- (2) 代表取締役と監査等委員会との相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査等委員会が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
- (3) 内部監査部門長は、監査等委員会からの指示に対し積極的に協力しております。
- (4) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行っております。

(注) 上記の内部統制システム基本方針は、2021年5月31日現在のものを記載しております。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様が長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	126,884	流動負債	107,277
現金及び預金	23,926	支払手形及び買掛金	40,010
受取手形及び売掛金	46,132	電子記録債権	16,931
電子記録債権	4,237	短期借入金	13,774
有価証券	1,431	1年内返済予定の長期借入金	15,576
商品及び製品	15,275	リース債権	420
仕掛品	17,629	未払法人税等	1,560
原材料及び貯蔵品	12,458	賞与引当金	349
その他の金	6,492	工事損失引当金	11
貸倒引当金	△700	その他	18,641
固定資産	126,050	固定負債	61,576
有形固定資産	101,514	長期借入金	39,669
建物及び構築物	22,798	リース債権	849
機械装置及び運搬具	17,736	繰延税金負債	1,644
土地	54,312	土地再評価に係る繰延税金負債	4,660
リース資産	1,115	製品改修引当金	942
建設仮勘定	2,305	退職給付に係る負債	11,832
その他の	3,245	資産除去債務	467
無形固定資産	4,777	その他	1,511
のれん	2,115	負債合計	168,853
リース資産	9		
その他の	2,653	(純資産の部)	
投資その他の資産	19,758	株主資本	73,262
投資有価証券	11,296	資本金	15,000
長期貸付	81	資本剰余金	31,929
退職給付に係る資産	5,554	利益剰余金	26,582
繰延税金資産	203	自己株	△248
その他の	3,190	その他の包括利益累計額	8,037
貸倒引当金	△567	その他有価証券評価差額金	990
		繰延ヘッジ損益	798
		土地再評価差額金	3,835
		為替換算調整勘定	△430
		退職給付に係る調整累計額	2,844
		非支配株主持分	2,781
		純資産合計	84,081
資産合計	252,935	負債純資産合計	252,935

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		301,184
売上		232,177
売上		69,006
売上		64,438
売上		4,568
営業		
受取	39	
受取	231	
受取	170	
受取	604	
受取	218	
受取	305	
受取	491	
受取	555	2,616
営業		
支取	597	
支取	816	
支取	520	1,934
経常		5,251
特別		
固定	9	
投資	152	
投資	1	162
特別		
固定	5	
減価	357	
減価	422	
投資	10	
投資	1	797
税金		4,616
法人	2,074	
法人	503	2,578
当期		2,037
非支配株主に帰属する当期純利益		354
親会社株主に帰属する当期純利益		1,683

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	15,000	32,828	25,055	△243	72,640
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△157		△157
親会社株主に帰属する当期純利益			1,683		1,683
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△899			△899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△899	1,526	△5	622
当 期 末 残 高	15,000	31,929	26,582	△248	73,262

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	370	△729	3,835	△1,286	134	2,323	3,363	78,327
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△157
親会社株主に帰属する当期純利益								1,683
自 己 株 式 の 取 得								△5
自 己 株 式 の 処 分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	620	1,527	-	856	2,709	5,713	△582	5,131
当 期 変 動 額 合 計	620	1,527	-	856	2,709	5,713	△582	5,753
当 期 末 残 高	990	798	3,835	△430	2,844	8,037	2,781	84,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	86,926	流動負債	88,898
現金及び預金	5,049	支払手形	2,385
受取手形	3,001	電子記録債権	18,506
電記簿債権	3,422	買掛金	25,101
商品及び製品	37,279	短期借入金	7,500
仕掛品	8,904	1年内返済予定の長期借入金	14,767
原材料及び貯蔵品	12,567	－ 繰上債	233
前払費用	4,211	未払法人税等	6,547
関係会社短期貸付金	179	未払法人税	4,074
未収の入金	6,310	前払法人税	1,161
倒引当金	3,743	工事損失引当金	3,034
固定資産	3,241	工事損失引当金	4,086
有形固定資産	114,423	長期借入金	11
建物	△985	長期借入金	1,487
構築物	68,971	長期借入金	45,994
機械及び装置	15,859	土地再評価に係る繰上債	36,510
車両運搬具	1,239	退職給付引当金	462
器具及び備品	9,711	退職給付引当金	4,474
土地	19	退職給付引当金	2,389
建物	1,287	繰上債	942
無形固定資産	40,111	繰上債	447
のれん	624	繰上債	767
リース資産	119		
借入金	2,111		
リース資産	216		
リース資産	57		
リース資産	1,826		
リース資産	3		
リース資産	7		
投資その他の資産	43,339	負債合計	134,893
投資有価証券	7,716	(純資産の部)	
関係会社株	27,280	株主資本	61,586
関係会社出資	28	資本	15,000
長期貸付金	2,802	資本剰余金	28,145
関係会社長期貸付金	6	資本剰余金	11,581
従業員に対する長期貸付金	220	その他の資本剰余金	16,563
破産更生債権	15	利益剰余金	18,602
長期前払費用	357	繰上債	18,602
前払費用	184	繰上債	18,602
前払税金	3,229	繰上債	△160
繰上債	447	繰上債	4,869
繰上債	1,640	繰上債	939
倒引当金	△589	繰上債	762
		繰上債	3,167
資産合計	201,349	純資産合計	66,456
		負債純資産合計	201,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	224,055		
売上	169,138		
売上	54,917		
売上	48,492		
売上	6,425		
受取	57		
受取	312		
受取	98		
受取	128		
受取	199		
受取	340		
受取	602		
受取			1,738
受取	450		
受取	593		
受取	609		
受取	385		
受取			2,039
受取			6,125
受取	0		
受取	142		
受取	0		
受取			143
受取	0		
受取	238		
受取	1		
受取	14		
受取	85		
受取	4,414		
受取	1		
受取			4,755
受取			1,513
受取	1,421		
受取	487		
受取			1,909
受取			395

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己 株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	15,000	11,581	16,564	28,145	19,155	△155	62,144	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△157		△157	
当 期 純 損 失					△395		△395	
自 己 株 式 の 取 得						△5	△5	
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0		0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	△552	△5	△558	
当 期 末 残 高	15,000	11,581	16,563	28,145	18,602	△160	61,586	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	351	△713	3,167	2,805	64,950
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△157
当 期 純 損 失					△395
自 己 株 式 の 取 得					△5
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	587	1,475	-	2,063	2,063
当 期 変 動 額 合 計	587	1,475	-	2,063	1,505
当 期 末 残 高	939	762	3,167	4,869	66,456

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月13日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本健太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森部裕次 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協立山株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年7月13日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本健太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森部裕次 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協立山株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月19日

三協立山株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	本川透	Ⓔ
常勤監査等委員	野崎博見	Ⓔ
常勤監査等委員	西岡隆郎	Ⓔ
監査等委員	堀祐一	Ⓔ
監査等委員	釣長人	Ⓔ

(注) 監査等委員 野崎博見、堀祐一ならびに釣長人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

